

平成21年10月

お客さま各位

水沢ガス株式会社

新原料費調整制度への移行に関するお知らせ（毎月調整）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は弊社のガスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

現在、当社のガスをお使いのお客さまへは、原料価格（LP ガス）の変動をガス料金へ反映させる「原料費調整制度」（6ヶ月調整）を導入しております。

現行の原料費調整制度では、原料価格の変動が発生した場合にその変動額がガス料金に反映されるまで9ヶ月の期間を要しております。これは、価格変動の平準化は図れるといったメリットがある一方で、ガス料金への適用時期の遅れにより、ガス料金への反映のされ方と市況の原料価格動向との間で分かりづらさが生じることがありました。

この度、上記のような適用時期の遅れの改善を図ることを主な目的とし、ガス事業法の省令改正（平成21年3月1日に施行）が行われ、弊社では、この制度をお客さまに適用すべく、東北経済産業局へ供給約款の変更申請を行い、「新原料費調整制度」《毎月調整》を導入することとなりました。

原料費調整制度の改正点

1. 適用開始日 平成21年11月検針分より
2. 省令改正に伴う変更内容（毎月調整）

	変更前	変更後
反映対象期間	6ヶ月平均	3ヶ月移動平均
反映までの期間	3ヶ月	2ヶ月
料金反映時期	年2回 (4月～9月、10月～3月)	毎月
非調整幅	基準平均原料価格の 上下5%以内	廃止

当社は、お客さまが快適にガスをお使いいただけるように、今後も更なるサービスの向上と保安の確保に努力してまいりますので、諸事情ご賢察の上、ご理解と変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

(お問い合わせ先)

水沢ガス株式会社 都市ガス事業部 電話(0197) 22 - 6515

## 新しい原料費調整制度の運用イメージ

### 【これまで】

6ヵ月間の平均原料価格を3ヵ月後に反映（反映まで9ヶ月間のずれ）



### 【これから】

3ヵ月の平均原料価格を2ヵ月後に反映（反映まで5ヶ月間に短縮）

